

2023 年度利用契約約款の新旧対照表(変更部分)

旧	新
<p>(利用資格)</p> <p>第6条 FOCUSスパコンの利用については、日本国政府が定める「外国為替及び外国貿易法」等安全保障貿易管理に係る法令により、スーパーコンピュータ利用の制限が適用されない者かつ日本国内の居住者が利用資格を持つ。</p> <p>但し、理事長が認めた場合は、所定の手続きを経て非居住者に利用させることができる。</p> <p>2 前項に定める日本国内の居住者とは、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 日本国籍を有する者でありかつ日本国に居住するもの</p> <p>(2) 日本国籍を有する者でありかつ日本の在外公館に勤務するもの</p> <p>(3) 日本国籍を有しない者でありかつ日本国内にある事務所に勤務するもの</p> <p>(4) 日本国籍を有しない者でありかつ日本国に入国後6か月以上を経過しているもの</p> <p>(個人情報等の保護)</p> <p>第32条 財団は、利用者の個人情報を「公益財団法人計算科学振興財団個人情報の保護に関する規程」に基づき、適切に取り扱うものとする。</p> <p>(附 則)この約款は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>(略)</p> <p>この約款の変更は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>(利用資格)</p> <p>第6条 FOCUSスパコンの利用については、日本国政府が定める「外国為替及び外国貿易法」等安全保障貿易管理に係る法令により、スーパーコンピュータ利用の制限が適用されない者かつ日本国内の居住者が利用資格を持つ。</p> <p>但し、理事長が認めた場合は、所定の手続きを経て非居住者に利用させることができる。</p> <p>2 前項に定める日本国内の居住者とは、<u>以下の(1)～(4)のいずれかに該当し、かつ以下の(5)～(7)の特定類型に該当しない者とする。</u></p> <p>(1) 日本国籍を有する者でありかつ日本国に居住するもの</p> <p>(2) 日本国籍を有する者でありかつ日本の在外公館に勤務するもの</p> <p>(3) 日本国籍を有しない者でありかつ日本国内にある事務所に勤務するもの</p> <p>(4) 日本国籍を有しない者でありかつ日本国に入国後6か月以上を経過しているもの</p> <p><u>(5) 外国法人等や外国政府等と雇用契約等を締結しているもの(特定類型1)</u></p> <p><u>(6) 外国政府等から年間所得の25%以上の利益を得ている(または得ることを約束している)もの(特定類型2)</u></p> <p><u>(7) 日本での行動に関して外国政府等から具体的な指示や依頼を受けているもの(特定類型3)</u></p> <p>(個人情報等の保護)</p> <p>第32条 財団は、利用者の個人情報を「<u>公益財団法人計算科学振興財団個人情報の適正な取扱いに関する基本方針</u>」に基づき、適切に取り扱うものとする。</p> <p>(附 則)この約款は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>(略)</p> <p>この約款の変更は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p><u>この約款の変更は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>